

仕 様 書

1 対象業務及び所在地

- (1) 対象業務
南区土木センター機械警備業務
- (2) 所在地
札幌市南区南31条西8丁目2番5号

2 履行期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

3 業務の内容

- (1) 南区土木センター（事務所棟、整備工場、2号倉庫）の機械警備システムによる警備及び庁舎内・構内の巡回警備を行う。
- (2) 玄関、各室・窓の施錠確認
- (3) 火災、盗難等の事故発見及び初期処置
- (4) 不審者の排除及び不審物の有無の確認
- (5) 不使用灯の消灯
- (6) 建物、設備等の破損及び不良個所の発見と連絡
- (7) 日中巡回時の郵便物等の收受
- (8) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者が協議のうえ決定し、文書確認された事項

4 警備時間

- (1) 機械警備
 - ア 昼間警備
土曜日、日曜日、祝日及び休日の8時45分から17時15分までとする。
 - イ 夜間警備
毎日17時15分から翌日8時45分までとする。
- (2) 巡回警備
下記のいずれも職員（清掃作業員を含む）の最終退庁時から勤務のために入庁するまでの間とし、毎日実施時間を変えて行うものとする。
 - ア 日中巡回
土曜日、日曜日、祝日及び休日の8時45分から17時15分の間に1回とする。
 - イ 夜間巡回
毎日17時15分から翌日8時45分までの間に1回とする。

5 警備開始と解除

警備の開始は、委託者の最終退庁者が防火、防犯等に必要な処置を行い、機械警備開始信号を受託者に送信してからとする。

また、警備の解除は、委託者の最初入庁者が機械警備解除信号を受託者に

送信してからとする。

6 警備機器等の設置

- (1) 受託者は、南区土木センターに別添のとおり自動警報機器等を設置し、警備時間中、当該警報機器及び火災受信盤により感知される異常の有無を、受託者の本部において確認し得るに必要な受信装置を設置する。

なお、警報機器及び受信装置は新品を原則とするが、履行期間中の業務遂行に支障をきたす恐れのない中古品の使用は可とする。

- (2) この設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとし、機器の設置、修繕、撤去等に係る工事により、委託者の施設に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。

7 警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される受信装置により対象施設の異常の有無を間断なく監視するとともに、施設の安全を確保すること。

- (2) 受託者は、警備時間中、前記(1)による方法で対象施設に異常事態が発生したことを知ったときは、速やかに緊急要員を当該施設に派遣し、異常事態の確認を行い、必要な措置をとるものとし、その結果を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

8 警備員の具備条件

業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意すること。

また、本業務において知り得た内容については、外部に漏洩しないこと。

9 備品等の破損事故

業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、または破損個所を発見したときは、直ちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。

10 鍵の保管

本業務の目的のため、委託者が受託者に貸出した委託者の鍵は、受託者の責任のもとに保管されなければならない。

11 業務日誌

毎日の業務内容等を別紙に定める業務日誌に記載し、翌日までに委託者へ提出すること。また、各月ごとに一か月分の成果をまとめた実施報告書を作成し、委託者へ提出すること。

12 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記6に定める警備機器等に関し、正常な機能を維持するため毎月1回の保守点検を行い、また、毎日警備機器等の正常な機能を点検し、万一、機器の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じるものとする。

- (2) 委託者の施設に設置した警備機器等について、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

13 機器のき損・紛失

前記 12 にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

14 契約終了等における機器の撤去

契約終了後または中途解約時において、委託者の施設に設置された機器・部品の撤去にかかる費用は受託者の負担とする。

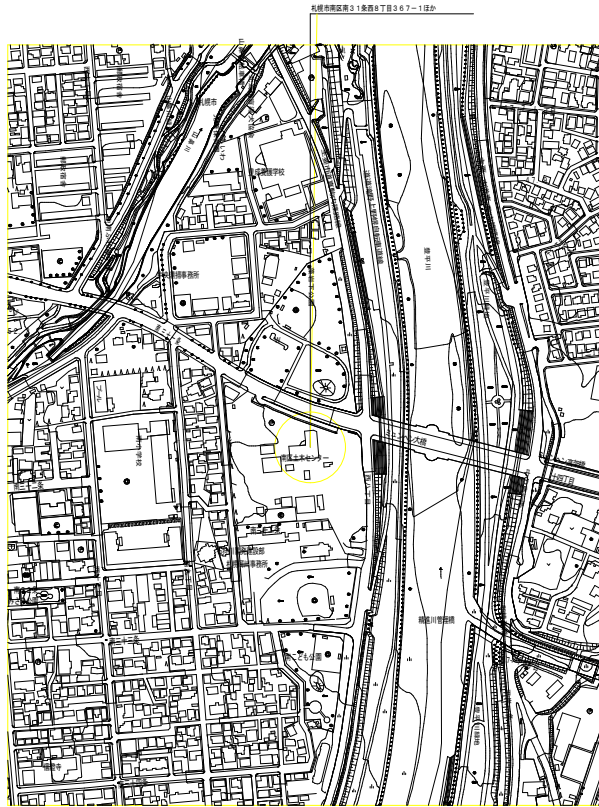
15 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

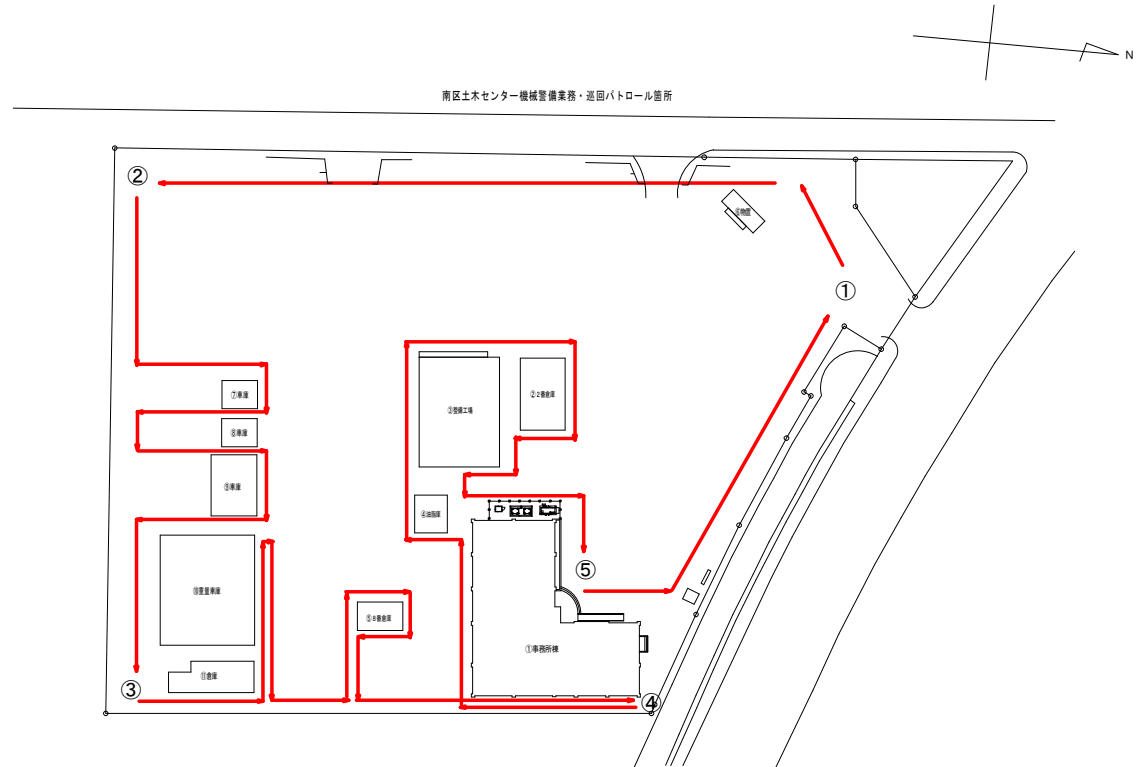
- (1) 業務に関わる従業員に対して、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (2) ごみの減量、分別及びリサイクルに努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。また、両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

16 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたって委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず委託者に報告し、指示を受けなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。



案内図



配置図

訂正					

しゅん功図

現場代理人	作図
藤谷	藤谷

名称	南区土木センター
図名	案内図・配置図

縮尺	図面No.
A1:1/500	E-01
A3:1/1000	

